

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく阿武隈川上流の減災に係る取組方針 現行計画 変更

【変更の概要】

- ・国全体の方針により、ハード等を削除し、避難・水防対策に特化した計画とする
- ・東日本台風等の被害、対策を追加
- ・緊対プロ、流域プロの対策を追加

現状	現状
<p>1 情報伝達、避難等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水時における河川事務所からの情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令判断の目安となる氾濫危険情報等の発表の「指定河川洪水予報」を福島地方気象台と福島河川国道事務所が共同で発表。 ○避難勧告等の発令基準の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインに基づき、河川管理者から市町村長に対してホットラインを実施。 ○住民等への情報伝達の体制や方法 <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図や氾濫シミュレーションの結果、河川水位、ライブ映像等の情報を事務所ホームページ等を通じて伝達。 ○住民・企業等との共同による治水対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・郡山市にて学識経験者、企業・団体、住民、行政機関(国、県、市)からなる協議会を設置し、総合的な治水対策として、平成 26 年9月に登録した「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」の進行管理を実施。 	<p>1 情報伝達、避難等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水時における河川事務所等からの情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令判断の目安となる氾濫危険情報等の発表の「指定河川洪水予報」を福島地方気象台と福島河川国道事務所が共同で発表。令和3年から6時間先の予測まで周知。 ○避難勧告等の発令基準の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインに基づき、河川管理者から市町村長に対してホットラインを実施。 ○浸水想定区域等内の要配慮者利用施設については、避難確保計画策定及び訓練が義務とされている。 ○住民等への情報伝達の体制や方法 <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図や氾濫シミュレーションの結果、河川水位、ライブ映像等の情報を事務所ホームページ等を通じて伝達。 ・各自治体においてハザードマップの作成・公開。 ○住民・企業等との共同による治水対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・郡山市にて学識経験者、企業・団体、住民、行政機関(国、県、市)からなる協議会を設置し、総合的な治水対策として、平成 26 年9月に登録した「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」の進行管理を実施。 ○簡易型河川監視カメラの増設 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易型河川監視カメラを112河川、194箇所に増設し、川の水位情報や洪水状況を公開。
<p>2 水防に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重要水防箇所等の合同点検 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年出水期前に、関係機関と合同で、重要水防箇所の巡視や水防備蓄資材の点検を実施しながら、意見交換を実施。 ○職員による徒歩の堤防点検 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨による洪水に備え、職員による徒歩の堤防点検を実施。 ○洪水予報・水防連絡会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・水害の防止・軽減を図るため、毎年「洪水予報・水防連絡会」を開催し、水害に関する連絡・調整を関係機関と実施。 ○洪水対応演習の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・出水時に備え、沿川市町村、県、防災エキスパート、国などが参加し、洪水が発生した際の情報伝達訓練を実施。 ○雨量による初動体制の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・急流河川荒川においては、通常の水位に加え、雨量による初動体制の運用を試行中。 ○河川水位等に係る情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所ホームページ等により報道機関を含めて、主要地点のライブ映像(静止画)と水位情報等を提供。 	<p>2 水防に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重要水防箇所等の合同点検 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年出水期前に、関係機関と合同で、重要水防箇所の巡視や水防備蓄資材の点検を実施しながら、意見交換を実施。 ○職員による徒歩の堤防点検 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨による洪水に備え、職員による徒歩の堤防点検を実施。 ○洪水予報・水防連絡会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・水害の防止・軽減を図るため、毎年「洪水予報・水防連絡会」を開催し、水害に関する連絡・調整を関係機関と実施。同時に洪水に関する広報のあり方等も議論。 ○洪水対応演習の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・出水時に備え、報道機関、沿川市町村、県、防災エキスパート、国などが参加し、洪水が発生した際の情報伝達訓練を実施。各市町村、県においても連携して訓練を実施。 ○雨量による初動体制の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・急流河川荒川においては、通常の水位に加え、雨量による初動体制の運用を試行中。 ○河川水位等に係る情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所ホームページ等により報道機関を含めて、主要地点のライブ映像(静止画)と水位情報等を提供。河川監視カメラ等は随時増強中。 ○治水協定に基づいて、ダムの事前放流 <ul style="list-style-type: none"> ・阿武隈川水系ダム(16ダム)において、大雨が懸念される場合事前放流等を実施し、水害対策に使える容量を確保する。
<p>3 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○排水施設、排水資機材の操作・運用 <ul style="list-style-type: none"> ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策用機械は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練を行うなど非常時における出動態勢を確保。 ○ダムの危機管理型の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・三春ダムの洪水調節(特別防災操作によりゼロ放流)等によって、洪水時のピーク水位を低減。 <p>4 河川管理施設の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○堤防等河川管理施設の現状の整備状況 <ul style="list-style-type: none"> ・計画に対し堤防断面や河道断面が不足している区間の整備を実施。 	<p>3 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○排水施設、排水資機材の操作・運用 <ul style="list-style-type: none"> ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策用機械は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練を行うなど非常時における出動態勢を確保。 ○ダムの危機管理型の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・三春ダムの洪水調節(特別防災操作によりゼロ放流)等によって、洪水時のピーク水位を低減。 <p>4 河川管理施設の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○堤防等河川管理施設の現状の整備状況 <ul style="list-style-type: none"> ・計画に対し堤防断面や河道断面が不足している区間の整備を実施。
<p>課題</p> <p>1 情報伝達、避難等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報や浸水想定区域図等の防災情報、ダムをはじめとした施設の情報操作の持つ意味や、それらの情報を受けた場合の対応について住民等への共有が必要。 ○大規模水害時の避難は、一行政区の中で決めることには限界があり、それだけでは収まりきらない。広域避難の重要性。 ○大規模出水時に、避難勧告(指示)を如何に的確に出せるのが課題。避難勧告を出しても避難しない住民もいる。 ○ホットラインによる的確な情報提供や伝達内容の精査等が必要。伝えるべき内容は観測所の水位だけか。 ○情報の入手しやすさや、切迫感の伝わりやすさを向上させる必要。ホームページの情報は、高齢者など一部の住民には伝わっていない。 ○阿武隈川の直轄改修事業 100 周年という節目の年であり、甚大な水害を振り返り、教訓を学ぶための様々な取組が重要。 <p>2 水防に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者や自治体間で、「河川水位状況」や「資機材の保有状況」等の情報共有を図る必要。防災無線などの整備の必要。 ○水防団員の減少・高齢化に伴い、水防技術が伝承されないおそれ。 	<p>課題</p> <p>1 情報伝達、避難等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報や浸水想定区域図等の防災情報、ダムをはじめとした施設の情報操作の持つ意味や、それらの情報を受けた場合の対応について関係者での共有は進んでいるが、住民等への共有が必要。 ○大規模水害時の避難は、一行政区の中で決めることには限界があり、それだけでは収まりきらない。感染症予防の観点からも、避難のあり方を見直す必要。 ○大規模出水時に、東日本台風では、全国的に避難勧告(指示)を如何に的確な発出に出せるのが課題となった。また、避難勧告を出しても避難しない住民もいる。 ○ホットラインによる的確な情報提供や伝達内容・手法の精査等が必要。伝えるべき内容は観測所の水位だけか。 ○情報の入手しやすさや、バックウォーター等も含めた切迫感の伝わりやすさを向上させる必要。ホームページの情報は、高齢者など一部の住民には伝わっていない。 ○地区単位・町内会単位等、各地域の実状に合わせた対策を構築する必要 ○東日本台風という甚大な水害を振り返りに対して、教訓を学ぶための様々な取組が重要。 <p>2 水防に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○データの公開や防災無線の整備等により、河川管理者や自治体間で、「河川水位状況」等の共有は図られているが、や「資機材の保有状況」については不十分。等の情報共有を図る必要。防災無線などの整備の必要。 ○水防団員の減少・高齢化に伴い、水防技術が伝承されないおそれ。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく阿武隈川上流の減災に係る取組方針 現行計画 変更

【変更の概要】
 ・国全体の方針により、ハード等を削除し、避難・水防対策に特化した計画とする
 ・東日本台風等の被害、対策を追加
 ・緊対プロ、流域プロの対策を追加

<p>○流域人口が県の半分以上を占める阿武隈川の治水は、これだけ多くの人命に関わるという重要性を、市民に訴えていく必要。</p> <p>3 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項 ○排水施設等に係る情報が関係者間で共有されていない。 ○決壊を伴う大規模氾濫時等における排水機場、水門、樋門等の操作に関わる情報が関係機関に共有されていない。</p> <p>4 河川管理施設の整備に関する事項</p>	<p>○流域人口が県の半分以上を占める阿武隈川の治水は、これだけ多くの人命に関わるという重要性を、市民に訴えていく必要。</p> <p>3 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項 ○排水施設等に係る情報が関係者間で共有されていない。 ○決壊を伴う大規模氾濫時等における排水機場、水門、樋門等の操作に関わる情報が関係機関に共有されていない。 ○排水に関する運用ルールが統一されていない</p> <p>(削除)4 河川管理施設の整備に関する事項</p>
目標	目標
<p>阿武隈川では、盆地と狭窄部が交互に現れる地形特性や、流路が台風進路と一致しやすい流域特性から、過去に幾度も甚大な浸水被害が発生しているため、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の教訓等を踏まえ、阿武隈川上流で発生しうる大規模水害に対し、「逃がす・防ぐ・取り戻す」取り組みを進めることで防災意識の向上、被害の最小化を目指す。</p>	<p>阿武隈川では、盆地と狭窄部が交互に現れる地形特性や、流路が台風進路と一致しやすい流域特性から、過去に幾度も甚大な浸水被害が発生しているため、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風の教訓等を踏まえ、阿武隈川上流で発生しうる大規模水害に対し、流域治水施策を進めつつ、「逃がす・防ぐ・取り戻す」取り組みを進めることで防災意識の向上、被害の最小化を目指す。</p>
取組	取組
<p>河川管理者が実施する堤防整備等の「洪水を安全に流すためのハード対策」、「危機管理型ハード対策」に加え、「住民目線のソフト対策」として、以下の取組を実施。</p> <p>1 住民の主体的で安全な避難を促すためのきめ細やかなリスクコミュニケーション 2 発災時に人命と財産を守る水防活動の強化 3 一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動等の強化</p> <p>1)ハード対策の主な取組 2)ソフト対策の主な取組</p> <p>1 住民の主体的で安全な避難を促すためのきめ細やかなリスクコミュニケーションの取組</p> <p>■平時のリスク情報周知や防災教育等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による浸水想定区域図の公表(阿武隈川の国管理区間、県管理区間のうち水位周知河川) ・想定最大規模降雨や広域避難等を考慮したハザードマップの作成・周知 ・地域の洪水リスクや水位情報の確認方法の周知 ・ダムや堤防等の施設の機能に関する情報提供の充実 ・基準水位や過去洪水における水位などの表示の増設 ・CCTV カメラ画像提供に関する周知 ・小学生等を対象とした防災・河川教育の取り組み強化 ・流域住民の防災意識向上を図り、実効的な避難を促すための取組強化と広報展開 <p>■発災時の迅速かつ確実な避難に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告に着目した洪水タイムライン(防災行動計画)の改善 ・ホットラインの体制確認及び伝達内容向上 ・過去洪水における水位状況を踏まえた避難可能道路の明確化 ・プッシュ型情報配信システムの運用、積極広報 ・記者発表内容等の内容や用語の見直し※「洪水予報・水防連絡会」と密に連携を図る ・指定河川洪水予報及び土砂災害警戒情報への「警戒レベル相当情報」の追記 ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート) 	<p>河川管理者が実施する堤防整備等の「洪水を安全に流すためのハード対策」、「危機管理型ハード対策」に加え、「住民目線のソフト対策」として、以下の取組を実施。</p> <p>1 住民の主体的で安全な避難を促すためのきめ細やかなリスクコミュニケーション 2 発災時に人命と財産を守る水防活動の強化 3 一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動等の強化</p> <p>(削除)1)ハード対策の主な取組 2)ソフト対策の主な取組</p> <p>1 住民の主体的で安全な避難を促すためのきめ細やかなリスクコミュニケーションの取組</p> <p>■平時のリスク情報周知や防災教育等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による浸水想定区域図の更新(阿武隈川の国管理区間、県管理区間のうち水位周知河川)【拡大】 ・想定最大規模降雨や広域避難等を考慮した支川や内水を考慮し「複合的なハザードマップ」等の作成・周知【拡大】 ・まるごとまちごとハザードマップにおける地域住民等への洪水情報の普及【新規】 ・町内会等、限られた地域の洪水リスクや水位情報の確認方法の周知【拡大】 ・ダムや堤防等の施設の機能に関する情報提供の充実【拡大】 ・基準水位や過去洪水における水位などの表示の増設・広報の充実【拡大】 ・CCTV等のカメラ画像提供に関する周知(集約) ・小学生等を対象とした防災・河川教育の取り組み強化【継続】 ・自主防災組織等の育成や活動支援、連携強化【新規】 ・流域住民の防災意識向上を図り、実効的な避難を促すための防災訓練等の取組強化と広報展開【拡大】 ・広域避難や分散型避難も含めた、避難の体制・施設・情報周知に関する強化、訓練の実施【新規】 ・ホットラインの体制確認及び伝達内容・方法の充実【拡大】 ・過去洪水における水位状況を踏まえた避難可能道路の明確化等、避難に資する情報の可視化【拡大】 ・プッシュ型情報配信システムの運用等、災害情報伝達手段を充実させた積極広報【拡大】 ・記者発表内容等の内容や用語の見直しを含めた、マスメディアと連携した情報発信【拡大】 ・指定河川洪水予報及び土砂災害警戒情報への「警戒レベル相当情報」の追記 ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さを改善)【拡大】

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく阿武隈川上流の減災に係る取組方針 現行計画 変更

【変更の概要】
 ・国全体の方針により、ハード等を削除し、避難・水防対策に特化した計画とする
 ・東日本台風等の被害、対策を追加
 ・緊対プロ、流域プロの対策を追加

<ul style="list-style-type: none"> ・河川情報表示板等の増設及び表示内容具体化 ・簡易型監視カメラの設置 <p style="background-color: #e0e0e0; margin-top: 10px; padding: 2px;">2 発災時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化に関する取組 ・水防団や地域住民が参加し、水害リスクの高い箇所共同点検 ・CCTV カメラ画像提供等による早期避難の促進 ・十分な水防資機材の整備と確保 ・水害リスクの高い場所における大型連節ブロックを活用した簡易量水板の配置 ・危機管理型水位計の設置、周知 <p style="background-color: #e0e0e0; margin-top: 10px; padding: 2px;">3 一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動等の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ■排水活動及び訓練、施設運用に関する取組 ・国と市町村の合同で排水ポンプ車等の操作訓練実施 ・災害対策機械の適切な配置及び機動的かつ広域的な運用 ・排水作業準備計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川情報表示板等の増設及び表示内容の多様化【拡大】 ・本川の背水影響が及ぶ区間等も含めた「危機管理型水位計」及びCCTVカメラ、簡易型監視カメラの設置・周知による早期避難の促進【集約】 <p style="background-color: #e0e0e0; margin-top: 10px; padding: 2px;">2 発災時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化に関する取組 ・水防団や地域住民が参加し、水害リスクの高い箇所共同点検結果の活用【拡大】 ・CCTV等のカメラ画像提供等による早期避難の促進(集約) ・十分な水防資機材の整備と確保【継続】 ・水害リスクの高い場所における大型連節ブロックを活用した簡易量水板の配置 ・危機管理型水位計の設置、周知(集約) <p style="background-color: #e0e0e0; margin-top: 10px; padding: 2px;">3 一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動等の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ■排水活動及び訓練、施設運用に関する取組 ・国と市町村の合同で排水ポンプ車等の操作訓練実施【継続】 ・災害対策機械の適切な配置及び機動的かつ広域的な運用【継続】 ・各自治体での排水運用ルールの新規【新規】 ・排水作業準備計画の作成【継続】
--	--